

指定管理者の候補者の選定に係る審査基準

1. 指定管理者の候補者の選定基準

手続条例第4条に規定する選定基準	
1	住民の平等な利用を確保することができるものであること
2	事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減及び市民サービスの向上が図られるものであること
3	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
4	その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて必要と認める基準

2. 指定管理者の候補者の選定の審査基準

(1) 事前審査

基本事項	審査基準	判断基準
	募集要項に示す欠格事項に該当していないか。	欠格事項の該当があれば失格とし、審査対象外とする。
	申請書類等に不備はないか。	必要書類の欠落は失格とし、審査対象外とする。（その他不備の内容により施設所管部署が判断）
	関係法令等を理解し、遵守が見込まれるか。	欠格事項に該当する等、法令遵守の意識が低いと認められる場合は失格とし審査対象外とする。
	必要とする資格を有しているか又は確保が可能か。 ※施設の性質等により資格を求める場合	確保がされない場合は失格とし審査対象外とする。

(2) 指定管理者の候補者の選定に係る審査

	選定基準	審査項目	審査の視点	配点	審査対象申請書類		
共通事項	1 住民の平等な利用を確保することができるものであること	(1) 平等の確保	施設利用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか。	5点	事業計画書 1 管理の基本方針 (1)施設の管理運営の基本方針 2 利用者の平等な利用の確保 (1)施設の平等な利用を確保するための方策		
			特定の個人及び団体等が優遇される提案ではないか。				
		(2) 公共性の維持	公の施設の管理・運営にふさわしい理念を持っているか。	5点			
			施設の設置目的と市が求める業務を理解した事業計画であるか。 利用者の要望や意見を把握し、その対応方法が的確に提案されているか。				
	2 事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減及び市民サービスの向上が図られるものであること	(1) 効用の発揮	サービス向上のための実現性の高い提案があるか。 利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。 提案する独自事業の実施方針及び内容は施設の設置目的を果たし且つ効果的なものか。	20点	事業計画書 3 サービスの向上 (1)サービス向上及び利用拡大を図るための方策 (2)その他施設の効用を最大限に発揮させる方策 4 管理業務 (1)管理業務に係る効率化の取組み (2)施設・設備の維持管理の方法 6 収支予算書		
			(2) 経費メリット			提案の管理体制及び事業実施に対し適切な収支計画であるか。 縮減の取組みとサービス低下に繋がらないバランスが図られた提案であるか。 新たな収入の創出等独自の取り組みの提案があるか。	20点
		3 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること		(1) 物的能力		市の施設等を良好に管理又は運営した実績があるか。 安定して良好な施設管理及び運営の継続が可能であるか。 個人情報の保護及び情報公開対応に対し必要な措置が講じられているか。	
			(2) 人的能力			適切な人員配置及び勤務体制が可能か。 人材育成に対する積極的な取り組みが講じられているか。 安全確保と危機管理の体制は適切に整備されているか。	15点
	(1) 所管課設定項目				本地域の伝統的な文化の継承に繋がる独自の提案があるか。 施設の利用者を増やすための、具体的な提案があるか。	10点	
				(2) 地域振興	市内業者の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与する提案があるか。 地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか。		
	合計点数（1委員当たり）				100点		